

内閣参質二一六第五三号

令和七年一月十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員 浜田聡君提出 国産米の国際競争力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出国産米の国際競争力に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、国内における主食用米の需要が年々減少する中で、食料安全保障の確保の観点から、主食用米等の輸出を含め需要に応じた米穀の生産を推進することが重要と考えている。

二について

政府としては、米穀の生産者も含めた農業構造に関する考え方については、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十四号）による改正後の食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第一百六号）第二十六条第一項において、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため・・・農業生産の基盤の整備の推進・・・その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずる」とこととされ、また、同条第二項において、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする」とこととされていることから、これらに基づき施策を進めていく考えである。

三について

御指摘の「国産米の国際競争力を増すための関税の撤廃、補助金の導入」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「食料・農業・農村基本計画」（令和二年三月三十一日閣議決定）に基づき、「輸入規制の緩和・撤廃をはじめとした食品安全等の規制等に対する輸出先国との協議の加速化」等、「貿易交渉による関税撤廃・削減を速やかに輸出拡大につなげるための環境整備を進める」とともに、引き続き、輸出することを目的として生産しているか否かを問わず米の低コスト生産の取組等を支援していく考えである。